

早期発見できるのは「特定健診」です

「どうもないから…」と自覚症状がないので健診を受けていないあなた。油断大敵です。特定健診(40歳以上の方)は、自覚症状のない生活習慣病を見つけることができます。これを機に、健康チェックをしませんか。 ※受診券の発行は、ひごまるコール(☎334-1507)へ。氏名・生年月日・電話番号をおたずねします。

8月の集団健診(特定健診)予定表

健診日程	実施場所
8月25日(月)~27日(水)	JA熊本市(北部支店) 北区鹿子木町123

●集団健診の申し込みは、健診実施機関 JA熊本厚生連(☎328-1256)へ。(国保年金課 ☎328-2290)

前立腺がん検診のご案内

近年、日本では前立腺がんの患者数が急激に増加しており、16人に1人(6%)がかかるといわれています。前立腺がんの可能性があるかどうかは血液検査で「PSA」という値を調べることで分かります。当院では、検査から1時間で結果が分かります。早期の前立腺がんには症状はありません。50歳を過ぎたら1回はPSA検査を受けることをおすすめします。

- ▶ **検診日時** 水・木曜日 午後(予約可) 検査:午後1時~2時 専門医の説明:午後3時~4時
- ▶ **場所** 市民病院 泌尿器科外来
- ▶ **対象** 50歳以上の男性
- ▶ **費用** 1,620円

▶ **申込み** 平日午後2時~4時の間に電話で市民病院泌尿器科外来受付(☎365-1711 内線:1132)へ。

二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種はお済みですか? 無料

接種対象者で、まだ予防接種が済んでいない方は、早めに受けましょう。
▶ **対象** 11歳~13歳未満の方 ※小学6年生は個別にお知らせののりを送ります。
▶ **接種期間** 通年
▶ **場所** 市指定医療機関
▶ **必要なもの** 親子(母子)健康手帳、はがき(届いた方のみ) 詳しくは、感染症対策課(☎364-3189)へ。

食に関する「情報発信の店」募集

店頭での栄養成分表示などを支援する事業を行っています。
▶ **対象** ①市内の飲食店や食品販売業者 ②食育活動の取り組みに意欲があり、継続して食育に取り組むことができる企業
▶ **支援できる内容** ①栄養成分表示や食事バランスガイドを使った表示などに必要な支援 ②従業員の方を対象とした、食育に関する研修 など



▶ **申込み** 応募用紙に必要事項を書いて持参か郵送で〒860-8601健康づくり推進課(☎328-2145)へ ※応募用紙は下記のホームページからダウンロードできます。

知りたい伝えたいくまもとの食

胃がん疾患・治療啓発キャラバン2014 無料

▶ **日時** 8月23日(土) 午後1時~4時
▶ **場所** 熊本市医師会館2階講堂
▶ **内容** 胃がんに関する正しい知識、診断、最新の治療法について講演
▶ **講師** 胃がんの専門医師
▶ **対象** どなたでも 申込み方法など詳しくは、NPO法人キャンサーネットジャパンホームページ(<http://www.cancernet.jp/>)をご覧ください。(医療政策課 ☎364-3186)

市民のための健康講座「前立腺がんについて」 無料

▶ **日時** 9月18日(木) 午後2時~(1時間程度)
▶ **場所** 市民病院新館4階会議室
▶ **講師** 桑原 朋広(市民病院泌尿器科部長)
▶ **対象** どなたでも
▶ **定員** 80人(先着順)
▶ **申込み** 市民病院地域医療連携室(☎365-1711)へ

平成26年度

65歳以上の方の介護保険料が決定しました

65歳以上の方へ、8月上旬に平成26年度の介護保険料納付通知書または決定通知書を送付します。

介護保険料について

介護保険料年額は、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて12段階に分かれており、平成26年度の介護保険料基準額(下表第6段階)は年額63,360円(月額5,280円)です。

段階	対象者	算式	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5	31,680円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	31,680円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.625	39,600円
第4段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	47,520円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.875	55,440円
第6段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	63,360円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.125	71,280円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え190万円未満の方	基準額×1.25	79,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	基準額×1.375	87,120円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.5	95,040円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	110,880円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.9	120,384円

老齢福祉年金 : 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方やほかの年金を受給できない方に支給される年金です。
課税年金収入額 : 老齢・退職年金など市民税の課税対象となる年金額で、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。
合計所得金額 : 収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額を言います。例えば公的年金収入のみの方であれば、年金収入額から必要経費にかわるものとして公的年金等控除額を差し引いた額です(扶養控除や医療費控除など所得控除前の額。地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額)。

介護保険料の支払い方法

65歳以上の介護保険被保険者の介護保険料の支払い方法は、金融機関などで納付書で毎月納める普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収に分かれます。

- **普通徴収の方**…決定した保険料の年額から、仮算定期間の保険料(4月~7月期)を差し引いた金額を、残りの納期(8月~3月期)の各月に納めていただきます。【便利な口座振替をご利用ください】
- **特別徴収の方**…決定した保険料の年額から、仮算定期間の保険料(4月・6月・8月期)を差し引いた金額が、残りの納期(10月・12月・2月期)の各月に年金から天引きされます。

介護保険料の減免について

介護保険料の所得段階が第3・第4段階の方は、一定の要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額になる場合があります。また、災害などで住宅、家財、その他の財産が被害にあった場合や、生計維持者が長期入院・死亡・失業などにより収入が著しく減少した場合、居住用財産を公共事業や債務返済のために売却した場合などは、申請により介護保険料が減額になることがあります。

詳しくは、区役所福祉課または高齢介護福祉課(☎328-2347)へ。